

【工事】
令和7年10月期
総合評価落札方式等実施方針



- ◆四国は急峻な地形、脆弱な地質の上、南北で極端な降雨特性を有するなど極めて厳しい自然条件に立地するとともに、南海トラフに伴う海溝型地震（M8～9クラス）が今後30年以内に**80%程度**の発生確率と算定されており、四国に暮らす約400万人の安全と安心を確保できる体制の継続的な確保が不可欠となっている。
- ◆また、四国は全国に先駆けて人口減少が加速、老年人口の割合も全国平均より約10年速いペースで進展する中、地域の存続に向けては各種の地域計画等と連携した必要な社会基盤を整え、維持していくことが求められる。
- ◆一方、全国的に人材不足が叫ばれる中、建設業への就業者数も平成9年をピークに約3割減少、高齢化が進む中、四国で建設業を営む者は最近の20年間で約3～5割も減少しており、このままでは災害等をきっかけに地域の社会基盤が機能を失い、地域崩壊を招くことが危惧される。
- ◆このことから四国地方整備局では、良好な社会インフラを将来にわたり安定的に整備・保全するために必要な担い手となる地域建設業及び建設コンサルタント等を確保・育成していくことを目的に、「やりがいとワーク・ライフ・バランスが両立した環境の実現」、「生産性の高い建設生産システムの実現」、「サステナブルな四国の安全安心の実現」を3本柱として各種取組を進めることとする。

やりがいとWLBが両立した環境の実現	生産性の高い建設生産システムの実現	サステナブルな四国の安全安心の実現
満足度の高い仕事(=社会的なプレゼンス)とプライベートの両立した業界を目指す。	人口減少時代を見据え、DXの活用等により労働生産性を向上し、新3K(給料、休暇、希望)を目指す。	少子高齢化が先行する四国のインフラの担い手として、建設業界の持続可能な発展を通じて四国の安全・安心を提供し続けることを目指す。

～地域の守り手確保のために地域建設業の存続を目指して～

現状分析を踏まえ、今後更なる分析を進めるとともに、以下の3項目に配慮した総合評価落札方式を実施する。

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

- ① WLB推進企業の評価（法令に基づく認定を受けた企業を評価）【見直し】・・・P.7
- ②-1 週休2日制(発注者指定方式)の拡大 【拡充】・・・P.9
- ②-2 完全週休2日達成証明書交付(「達成証明書」を交付された企業の加点評価)・・・P.10
- ②-3 WLBに配慮した「完全週休2日(土日祝)」の試行・・・P.11
- ③-1 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅰ(現場代理人の経験を主任(監理)技術者の経験と同等評価)・・・P.12
- ④ 橋梁保全工事における配置予定技術者の交代要件の緩和（途中交代を認める工事の試行）・・・P.12
- ⑤ 余裕期間制度・・・P.13
- ⑥ 賃上げを実施する企業に対する評価・・・P.14

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

- ① ICT活用工事の推進（ICTの全面的な活用により生産性向上を図る）・・・P.16
- ② ICT活用証明書交付（「ICT活用証明書」を交付された配置予定技術者の加点評価）・・・P.17
- ③ 新技術の導入促進を図る総合評価方式【廃止】・・・P.18
- ④ 建設現場における効率性向上の取組を評価する試行（建設現場における効率性向上に関する技術提案を評価）
・・・P.19
- ⑤ 新技術を活用した現場施工における効率性向上への取り組み
（効率性向上を達成した企業に証明書の交付・加点評価）・・・P.20
- ⑥ 一括審査方式・・・P.21
- ⑦ 段階選抜方式・・・P.22
- ⑧ 参加表明段階で技術者の提出を求めない方式・・・P.24

3. サステナブルな四国の安全安心の実現

- ① 建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)等の評価(建設マスター等の配置を加点評価)・・・P.26
- ② 登録基幹技能者配置における加点評価・・・P.27
- ③ 自治体実績評価型(県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に扱う試行)・・・P.28
- ④ 地元企業の新たな参入を促す方式(チャレンジ型)(企業・技術者の成績・表彰を評価しない)・・・P.29
- ⑤ 自治体実績評価チャレンジ型(企業・技術者の成績・表彰を評価せず、
県発注工事と直轄発注工事の同種工事实績等を同等に扱う試行)・・・P.30
- ⑥ 橋梁補修工事等の実績を有する企業を評価する試行(橋梁上部)・・・P.31
- ⑦ 橋梁補修工事、経常維持工事等の実績を有する企業を評価する試行(橋梁下部)・・・P.32
- ⑧ 経常維持工事の施工実績(企業)を評価する試行(一般土木工事C等級において加点評価)・・・P.33
- ⑨ 経常維持工事の施工経験(技術者)を評価する試行(一般土木工事C等級における同種工事と同等評価)・・・P.34
- ⑩ 社会的制約条件を考慮すべき工事の施工実績を評価する試行(施工能力評価型)・・・P.35
- ⑪ 建設シニアの配置を促す評価方式(60歳以上の担当技術者の配置を加点評価)・・・P.36
- ⑫ 専任補助者制度(現場経験の少ない技術者をベテラン技術者が補助)・・・P.37
- ⑬ 技術提案・交渉方式・・・P.38
- ⑭ 工事成績の評価基準範囲の見直し【報告】・・・P.39

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

試行項目		背景・目的	試行内容		対象案件	備考
①	WLB推進企業の評価	建設業界におけるワーク・ライフ・バランスの推進	「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」として法令に基づく認定を受けた企業を加点評価	S型(WTO) : 1点 S型(WTO以外) : 1点 II型 : 1点 ※II型は行動計画を0.5点	・全工事 ・技術提案・交渉方式(ETC)における業務契約	見直し
②	週休2日制（発注者指定式）の拡大	令和6年4月1日からの完全週休2日の実施に向けた産業構造（環境）の整備	・本官工事 : 発注者指定方式（現場閉所）を基本 ＜全工事＞完全週休2日（土・日・祝）を試行 ・分任官工事 : 発注者指定方式（現場閉所）を基本 ＜全工事＞完全週休2日（土・日） ※経常維持工事（河川維持・道路維持） : 完全週休2日交替制適用工事		全工事	拡充
	完全週休2日達成証明書交付の取り組みの試行		・完全週休2日（土日祝）達成後、「達成証明書」を交付 ・また、完全週休2日達成企業 マークの使用許可	達成率100% : 3点	全工事	拡充
	WLBに配慮した「完全週休2日（土日祝）」の試行		WLBに配慮した魅力ある業界とするため、火曜日～木曜日の祝日を月曜日or金曜日に振替え可能とし、3連休化することで、「ゆとりあるプライベート時間を創出する」取り組みを行う。		全工事	
③	若手タイプI	若手技術者の登用促進・育成	現場代理人の経験を、主任(監理)技術者の経験と同等評価		全工事	
④	橋梁保全工事における配置予定技術者の交代要件を緩和	全国的な橋梁保全工事の技術者不足	「非専任期間・専任期間（足場等存置期間）・専任期間（現場施工期間）」の切り替わるタイミングで配置予定技術者の途中交代を認める		橋梁保全工事	
⑤	余裕期間制度	余裕のある工期設定により「技術者の確保、建設資材・建設労働者の確保、施工時期の平準化」等において、受注者側による柔軟な対応が可能	（発注者指定方式） 発注者が工事の始期を指定する方法 （任意着手方式） 発注者が示した余裕期間内で、受注者が工事の始期を選択する方法 （フレックス方式） 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法		全工事	
⑥	賃上げを実施する企業に対する評価	緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）をうけて賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置を実施する。	事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業等：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。 加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。 （賃上げ表明は、事業年度単位又は暦年単位で表明）		全工事	

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

①WLB推進企業を加点評価する試行【見直し】

建設業界におけるワーク・ライフ・バランスの推進を目的として、「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」として法令に基づく認定を受けた企業を評価する試行を平成29年度より実施。

令和6年度より試行対象を一般土木WTO（段階選抜方式）から全工事、技術提案・交渉方式（ECI）における業務契約に拡充。

令和6年度の分任官工事において、**認定を加点評価された申請業者は、約15%と低い割合**のため、引き続き、認定を受けた企業の評価を継続する。

【実施内容】

・技術提案及び企業・技術者の評価に加え、以下の認定を受けている企業について、企業評価の内訳とは別に加点評価する。

- ✓ 女性活躍推進法に基づく認定等
- ✓ 次世代法に基づく認定
- ✓ 若者雇用促進法に基づく認定

・令和7年10月より女性活躍推進法における一般事業主行動計画については、**施工能力評価型Ⅱ型の場合のみ加点評価**する。

■総合評価の加点（配点）

	加算点合計	配点		加点後 加算点合計
		認定	行動計画	
技術提案評価型S型（WTO）	60	1	0	／61
技術提案評価型S型（WTO以外）	50	1	0	／51
施工能力評価型Ⅱ型	30	1	0.5	／31

◆近年の取り組み

- ・平成29年度の実施件数はトンネル4件、港湾土木1件
- ・平成30年度の実施件数はトンネル1件、港湾土木1件
- ・令和元年度の実施件数はトンネル5件、港湾土木2件
- ・令和2年度の実施件数はトンネル3件、港湾土木1件
- ・令和3年度の実施件数はトンネル2件、港湾土木2件
- ・令和4年度の実施件数はトンネル4件、港湾土木1件
- ・令和5年度の実施件数はトンネル3件、港湾土木1件
- ・令和6年度は全工事対象（実施件数は325件）
- ・令和7年度も継続

実施方針における週休2日の定義

通期での
週休2日



工期全体で、
週休2日相当（現場閉所率＝28.5%以上）
が確保されている状態

月単位での
週休2日



月単位で、
週休2日相当（現場閉所率＝8/28日＝28.5%以上）
が確保されている状態

完全
週休2日



週単位で、週休2日 が確保されている状態

完全
週休2日
(土日)



週単位で、週休2日（土日） が確保されている状態

完全
週休2日
(土日祝)

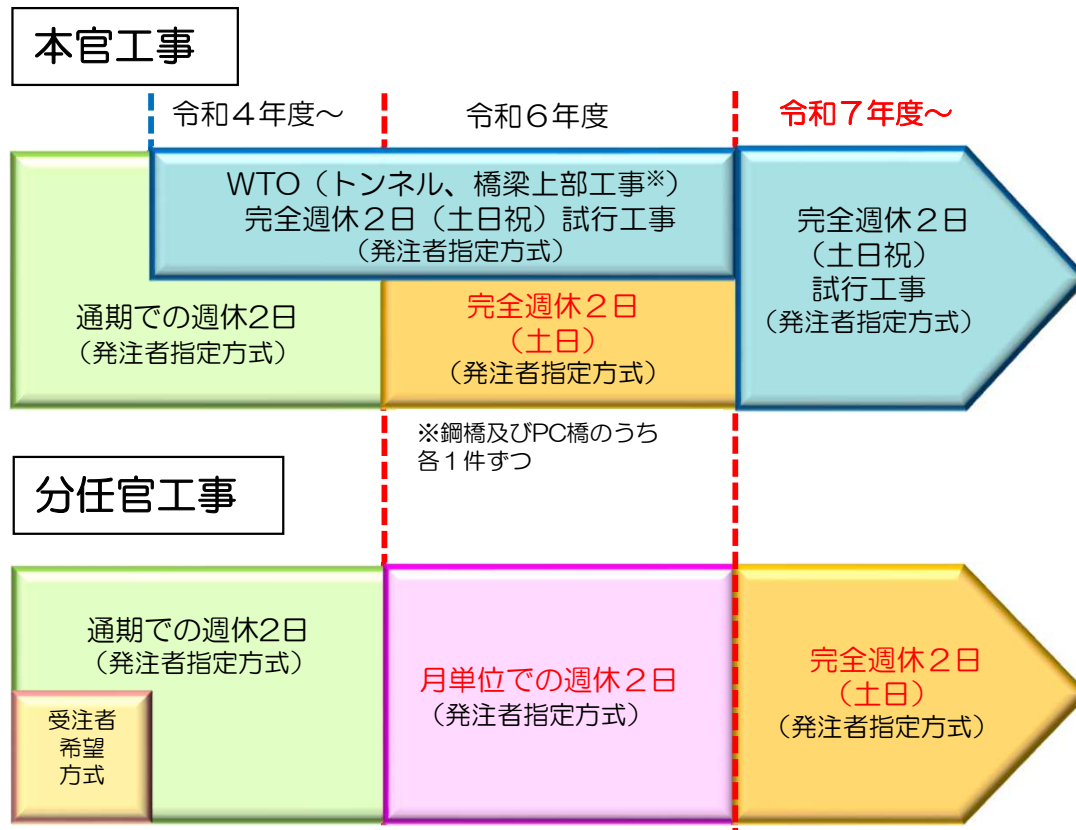


週単位で、週休2日（土日）＋祝日 が確保されている状態

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

②-1 週休2日制(発注者指定方式)の拡大【拡充】

- 令和6年4月1日より、建設業にも時間外労働の上限規制が適用されることから、更なる週休2日工事の推進が求められており、早急に産業構造（環境）を整える必要がある。
- 全ての工事を対象に**、発注者指定方式（現場閉所）とする。
- 令和7年度より本官工事は完全週休2日（土日祝）、分任官工事は完全週休2日（土日）とする**ことで、週休2日の「質の向上」を推進する。



令和7年度

◆本官工事

- 全ての工事を対象に、**完全週休2日（土日祝）**とする。

◆分任官工事

- 全ての工事を対象に、**完全週休2日（土日）**とする。
- **経常維持工事（河川維持・道路維持）**は、**完全週休2日交替制適用工事**とする。
- **災害復旧工事等**は、**完全週休2日（土日）**を基本

※**経常維持工事及び災害復旧工事等**については、**実施タイプ（現場閉所・交替制）**を受注者の希望により変更できる選択条項を設定する。

※発注者指定方式：発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式。

※現場閉所：現場事務所での事務作業（内業）を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態（休日）を指す。

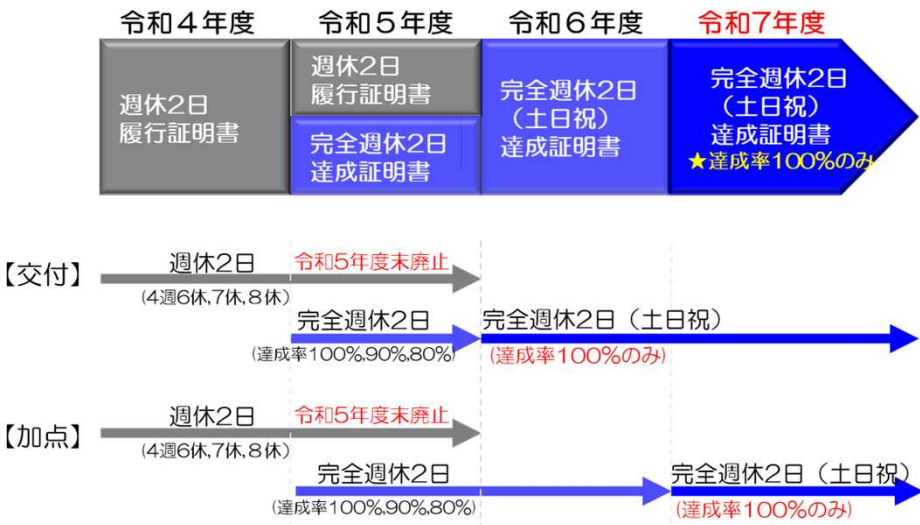
※交替制適用工事：社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保するもの。

②-2 完全週休2日（土日祝）達成証明書交付の取り組みの試行【継続】

- 四国地方整備局発注の週休2日工事においては、令和2年度より、取り組みを達成した受注業者に対して「履行証明書」を交付。結果、令和6年度完了工事の完全週休2日（土日祝）達成率は約6割と、かなり浸透。
- 令和5年度から、完全週休2日の取り組みを達成した受注者に対して「完全週休2日達成証明書」を交付。
＜完全週休2日を達成した全ての工事を対象＞
- また、令和5年度の総合評価から「達成証明書」を提出された企業の加点評価を行う。
- 令和6年度より、完全週休2日（土日祝）の達成率が100%の工事のみ、「完全週休2日（土日祝）達成証明書」の交付対象とする。（WLBに配慮した「完全週休2日（土日祝）」の試行も含む。）

総合評価

◆ 企業評価（その他企業評価）で加点



【企業評価：完全週休2日（土日祝）】
完全週休2日達成企業に
最大3点の加点評価

達成率100%
加点評価 3点

※取り組みを達成した受注者に対して「完全週休2日（土日祝）達成証明書」を交付。
※交替制適用工事で公告する工事では、「完全週休2日（土日祝）達成証明書」の評価を除く。
※令和5年度に交付した「完全週休2日達成証明書」は「完全週休2日（土日祝）達成証明書」として扱う。

《令和6年度～》
【完全週休2日達成企業マーク】
★達成率100%を達成した企業
★取得した年度の翌年度1年間、社の広報に使用可能



②-3 WLBに配慮した「完全週休2日（土日祝）」の試行 【継続】

○完全週休2日（土日祝）については、WLBに配慮した魅力ある業界とするため、**火曜日～木曜日の祝日を月曜日or金曜日に振替え可能とし、3連休化する**ことで、「ゆとりあるプライベート時間を創出する」取り組みを行う。

【WLBに配慮した「完全週休2日（土日祝）」の振替イメージ】

	日	月	火	水	木	金	土
第1週				振替			
第2週			祝日①			祝日①の閑所	3連休化
第3週			振替				
第4週	3連休化	祝日②の閑所		祝日②			

- カレンダー通りとするか、振替とするかは選択可能。
- 振替を選択した場合でも、「完全週休2日（土日祝）達成証明書」の交付対象とする。
- 対象：令和6年4月1日以降に公告する案件
令和6年4月1日以降も施工中の既契約工事

③-1 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅰ 【継続】

若手技術者の登用促進・育成を目的として、同種工事の経験について、現場代理人の経験を、主任(監理)技術者の経験と同等評価する評価方式を、令和7年度も引き続き全工事を対象に実施する。

④ 橋梁保全工事において配置予定技術者の交代要件を緩和する工事 【継続】

全国的に技術者不足が課題となっている鋼橋保全工事において、工事期間を「非専任期間」「専任期間（足場等存置期間）」「専任期間（現場施工期間）」に区分し、区分が切り替わるタイミングで配置予定技術者の途中交代を認める工事の試行を実施する。

なお、総合評価における技術者評価は「専任期間（現場施工期間）」の配置予定技術者を評価する。

◆近年の取り組み

- 平成29年度は、「平成29－30年度 吉野川大橋橋梁補修工事」で実施
- 令和元年度は、「令和元－2年度 吉野川大橋橋梁補修工事」他1件の合計2件で実施
- 令和2年度は、「令和2－3年度 国道11号吉野川大橋（上り）橋梁補修工事」で実施
- 令和3年度は、「令和3年度 国道56号新莊川橋耐震補強工事」他1件の合計2件で実施
- 令和6年度は、対象工事なし
- 令和7年度も継続

⑤ 余裕期間制度(試行)【継続】

余裕のある工期設定により、「技術者の確保」、「建設資材・建設労働者の確保」、「施工時期の平準化」等において、受注者側による柔軟な対応が可能となることから、引き続き当該制度の試行を継続する。

近年の取り組み

◆令和元年度実施件数

- ・発注者指定 18件
- ・任意着手 25件
- ・フレックス 9件

◆令和2年度実施件数

- ・発注者指定 55件
- ・任意着手 119件
- ・フレックス 71件

◆令和3年度実施件数

- ・発注者指定 89件
- ・任意着手 109件
- ・フレックス 57件

◆令和4年度実施件数

- ・発注者指定 88件
- ・任意着手 91件
- ・フレックス 59件

◆令和5年度実施件数

- ・発注者指定 26件
- ・任意着手 52件
- ・フレックス 51件

◆令和6年度実施件数

- ・発注者指定 54件
- ・任意着手 99件
- ・フレックス 89件

◆令和7年度も継続



※ 本省通知「余裕期間制度の活用について」等では、余裕期間+工期=全体工期、工期=実工期(実工事期間)、工期始期=工事の始期と表現しております。

⑥賃上げを実施する企業に対する評価【継続】

「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)をうけて賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置を実施する。

【実施内容】

適用対象 : 令和5年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての工事。

加點評価 : 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加點。
加點を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。
加點割合は5%以上。(賃上げ表明は、事業年度単位又は暦年単位で表明)

実績確認等: 加點を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加點する割合よりも大きく減點。
(賃上げ加算点に1点を加えた減點)

■総合評価の加點

	加算点合計	配点	加點後加算点合計	加點割合
技術提案評価型S型(WTO)	61	4	/65	6%(≥5%)
技術提案評価型S型(WTO以外)	51	3	/54	6%(≥5%)
施工能力評価型Ⅱ型	31	2	/33	6%(≥5%)

■詳細についてはこちら(四国地方整備局HP)

<http://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/katensochi.html>

2.生産性の高い建設生産システムの実現

試行項目		背景・目的	試行内容		対象案件	備考
①	ＩＣＴ活用工事の推進	国土交通省が提唱する「i-Construction」に基づく新技術活用の促進と生産性向上	（発注者指定型） 受注者に対し、ＩＣＴ施工を義務付け		・技術提案評価型 ・施工能力評価型 ※土木工事施工管理基準を適用しない工事は適用対象外	
			（施工者希望Ⅰ型） ＩＣＴ施工希望者に対し、「ＩＣＴ活用工事計画書」の提出を義務付け、適当と認めた場合、加点点評価	5点		
			（施工者希望Ⅱ型） 受注者よりＩＣＴ施工希望の協議に基づき実施			
②	ＩＣＴ活用証明書の評価		・ＩＣＴの全面的な活用が出来た技術者に対して、「ＩＣＴ活用証明書」を交付 ・「ＩＣＴ活用証明書」を提出した配置予定技術者を加点点評価	2点	・技術提案評価型（WTO除く） ・施工能力評価型	
③	新技術導入促進型		実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術の検証に関する提案等を求め、提案技術の有効性、具体性 等について評価		WTOの ・トンネル工事 ・鋼橋上部工事 ・PC工事	廃止
④	建設現場における効率性向上の取組を評価する試行		入札時の総合評価において、テーマ（課題）に対して複数の求める提案（着目点）のうち1つを、建設現場における効率性向上に資する提案（着目点）として設定		技術提案評価型 ・入札参加者が多く見込まれる工事 ・現場における効率性向上の効果が大きいと想定される工事	
⑤	新技術を活用した現場施工における効率性向上への取り組み		・在来工法と比較して効率性が2割以上向上したことを証明した企業に対して「実績証明書」を交付 ・令和5年度の総合評価から、「実績証明書」を提出した企業を達成率に応じて加点点評価	達成率4割：5点 達成率3割：3点 達成率2割：2点	交付対象： 令和6年4月1日以降に公告する工事 加点点対象： 令和5年度から実施	
⑥	一括審査方式	競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続き、受注者間の競争による総合的な品質の向上	・1グループ最大3件までの工事を一括公告し、同じ競争参加資格確認資料により一括審査を行う		・（分任）支出負担行為担当官が同一である工事 ・目的、内容、技術力審査、評価の項目が同じ工事 ・工事種別、等級区分が同一の工事 等	
⑦	段階選抜方式（簡易確認型）	技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減	（段階選抜方式） ・1次審査：「技術者評価・企業評価・技術提案①」の評価により上位10位までを絞り込み ・2次審査：「技術提案①」の評価に加え「技術提案②」の評価（10位程度）により総合評価を実施 （段階選抜方式（簡易確認型）） 一次審査で提出する60枚程度の技術資料等（技術提案書は除く）を1枚の簡易技術資料のみとし、一次審査通過者に対してのみ、従来の技術資料等の提出を求めて記載内容を確認する		WTOの一般土木（トンネル等）	
⑧	参加表明段階で技術者の提出を求めない方式	配置予定技術者の計画的運用に資することを目的として試行	申請書提出期限までに提出を求めている配置予定技術者の申請資料を入札書提出まで延伸する		WTO対象案件（段階選抜方式を除く）	

① ICT活用工事の推進 【継続】

ICT土工の推進を図るため、ICTの活用を評価する試行を引き続き実施する。

◆近年の取り組み

年度	総数	土工			舗装工			舗装(修繕工)			地盤改良			法面工			構造物工		
		①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③
令和2年度	166	0	90	50	0	2	6	—	0	13	—	—	4	—	—	1	—	—	—
令和3年度	165	33	37	51	0	1	11	—	4	19	—	—	9	—	—	0	—	—	—
令和4年度	175	44	28	48	0	2	8	—	1	21	—	—	7	—	—	3	—	—	13
令和5年度	108	25	13	31	2	1	6	—	3	8	—	—	3	—	—	1	—	—	15
令和6年度	148	46	9	65	0	0	3	—	5	15	—	—	2	—	—	3	—	—	0
合計	762	148	177	245	2	6	34	0	13	76	0	0	25	0	0	8	0	0	28

①：発注者指定型、②：施工者希望Ⅰ型、③：施工者希望Ⅱ型

② ICT活用証明書交付の取り組み【継続】

- 四国地方整備局発注の「ICT活用工事」において全面的な活用を行った技術者に対して成績評定通知時に「ICT活用証明書」を交付
＜平成31年4月1日以降に公告した工事を対象＞
- 令和2年度の総合評価から、「ICT活用証明書」を提出した配置予定技術者の加点評価を行う

○ 活用証明書の交付件数

年度	総数	土工	作業土工	付帯構造物設置工	法面工	擁壁工	地盤改良	基礎工	舗装工	舗装(修繕工)	構造物工	コンクリート堰堤工
令和2年度	92	81							9	2		
令和3年度	177	137			2		5		13	20		
令和4年度	97	61			0		6		4	19	7	
令和5年度	134	94			2		1		11	13	13	
令和6年度	200	108	1	2	4	12	11	4	26	10	21	1

交付基準

- 平成31年4月1日以降に公告した工事で、ICTの全面的な活用を行った工事が対象。
- 工事が完成し、ICTの全面的な活用が出来たことを確認後、成績評定通知時に「ICT活用証明書」を交付。

※「ICT活用工事」とは、

- ①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建機による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品の全ての施工プロセスを実施した工事。

工種により対象とならない施工プロセスもあります。

ICT活用証明書の交付と加点評価

- ICT活用証明書の有効期限は、交付日から2年間有効。
- 令和2年度の総合評価から、全ての工事で加点評価を実施。



総合評価		◆ 技術者評価で加点	
評価の視点		評価項目	評価点
技術者の能力等	継続教育（CPD）の取り組み状況	配置予定技術者のCPD（継続教育）等	5
	配置予定技術者の施工経験	主任（監理）技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験	10
	工事成績評定点	配置予定技術者の同種工事の評定点	30
	優良工事表彰	優良技術者表彰の有無	5
	ICT全面活用工事の実績	ICT活用証明書の有無	2

③ 新技術の導入促進を図る総合評価方式【廃止】

新技術の活用による生産性向上を図るため、研究開発段階にある新技術の提案を求める「新技術導入促進(Ⅱ)型」について試行を実施していたが、令和7年度からは新規の募集は行わず「新技術導入(Ⅱ)型」については終了となる。

新技術導入促進Ⅱ型　：　新技術の活用を求める「技術提案テーマ」を設定し、技術提案書を評価。

◆近年の取り組み

- 平成30年度　試行件数：トンネル工事1件
- 令和元年度　試行件数：トンネル工事2件、鋼橋上部工事1件
- 令和2年度　試行件数：トンネル工事1件、鋼橋上部工事1件、PC工事1件
- 令和3年度　試行件数：トンネル工事1件、PC工事1件
- 令和4年度　試行件数：PC工事1件
- 令和5年度　試行件数：鋼橋上部工事1件、PC工事1件
- 令和6年度　対象工事なし
- 令和7年度からは、新規の募集を終了。

④ 建設現場における効率性向上の取組を評価する試行
（建設現場における効率性向上に関する技術提案を評価）【継続】

- 国土交通省では、建設現場における効率性を向上させる「i-Construction」の推進に加え、新型コロナウイルス感染症対策を契機とした非接触・リモート型の働き方への転換をはじめとした、インフラまわりのデジタル化・スマート化を図るためのインフラ分野の「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」のより一層の生産性向上の推進が課題とされている。
- こうした状況を踏まえ、入札時の総合評価（技術提案評価型S型）において、ICT活用等による建設現場の効率性向上の取組に関する技術提案を求める試行を実施する。

【実施内容】

試行対象工事：技術提案評価型S型で発注する工事のうち、下記のいずれかに該当するもの。

- ・入札参加者が多く見込まれる工事
- ・同一工種の施工量が大きいなど現場における効率性向上の効果が大きいと想定される工事

実施方法：テーマ（課題）に対して複数の求める提案（着目点）のうち1つを、建設現場における効率性向上に資する提案（着目点）として設定。

【技術提案（着目点）】

- 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- 環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案

複数求める提案のうち1つを
建設現場における効率性向上に
資する提案に設定

【技術提案（着目点）】

- 施工の効率化、省力化に関する技術提案
- 環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案

- 技術提案項目（例）
- ・施工の効率化、省力化に関する技術提案
 - ・労働環境の改善に関する技術提案
 - ・情報通信技術（ICT）の活用等による建設現場における効率性向上に関する技術提案 等

⑤ 新技術を活用した現場施工における効率性向上への取り組み【継続】

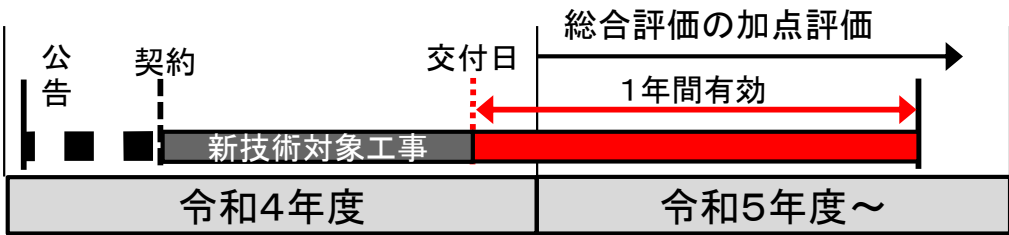
- 四国地方整備局では、令和2年度より直轄工事における新技術推進に取り組んでおり、令和3年度からは発注者指定型の対象を拡大、令和4年度から本官工事を対象に試行を実施している。
- 令和6年度より試行対象を本官工事のみから分任官工事を含む全ての工事に拡充する。
- 新技術を活用した効果的な効率性向上の取組みを促進するために、効率性が向上したことを証明した企業に対して「実績証明書」を交付。
- 令和5年度の総合評価から、「実績証明書」を提出した企業に加点評価を行う。
- 効率性向上達成の評価基準の単位は、工事数量総括表のレベル2工種を対象とする。

交付基準

- 令和6年4月1日以降に公告した全ての工事で、新技術を活用し推進した工種が対象。
- 工事完成后6ヶ月以内に在来方法と比較し、日報入力システム等を用いて、効率性が向上したことを受注者自らが数値で証明すれば、達成率に応じた「実績証明書」を交付。
- 交付申請は、1工事で1回限りとする。
なお、新技術推進のICT活用型は、ICT活用証明書とどちらか一方だけを選択する。

実績証明書の交付と加点評価

- 実績証明書の有効期限は、交付日から1年間有効。
- 令和5年度の総合評価から加点評価を実施。
- 複数枚提出されても重複評価は行わない。



■その他企業評価

評価項目	評価基準	配点	評価点
効率性向上実績	4割の効率性向上の実績証明書あり	5	／5
	3割の効率性向上の実績証明書あり	3	
	2割の効率性向上の実績証明書あり	2	

◆近年の取り組み

- ・令和6年度 1件交付
- ・令和7年度 1件交付（6月末時点）

⑥一括審査方式(試行)【継続】

競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続き、受注者間の競争による総合的な品質の向上を目的とした一括審査方式に取り組む。

本官・分任官工事において対象案件、入札動向等を慎重に見極めつつ、積極的に試行を継続する。

令和元年度から、本官工事において異なる事務所間の工事にも採用を拡大し実施。

令和2年度から、発注見通しの公表時に一括審査対象工事のグループの明示し、対象工事の明確化を実施。

令和7年度も継続。

発注見通しの公表イメージ【令和2年度から】

[〇〇河川国道事務所]

工事名：令和7年度 〇〇改良工事

1) 工事種別：一般土木工事
(中略)

6) その他：その他適用事項等
・一括審査方式(道路1)

[〇〇河川国道事務所]

工事名：令和7年度 ●●改良工事

1) 工事種別：一般土木工事
(中略)

6) その他：その他適用事項等
・一括審査方式(道路1)

一括審査の
グループを明示

◆近年の取り組み

- ・平成25年度から試行を実施。
- ・令和元年度 (分任官26組56件、本官2組4件)
- ・令和2年度 (分任官42組88件、本官2組4件)
- ・令和3年度 (分任官25組55件、本官1組2件)
- ・令和4年度 (分任官27組65件、本官1組2件)
- ・令和5年度 (分任官10組24件、本官1組3件)
- ・令和6年度 (分任官14組30件、本官1組2件)
- ・令和7年度も継続

⑦段階選抜方式【継続】（簡易確認型発注方式の試行）

技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的に段階選抜方式に取り組む。

競争参加者、発注者双方のさらなる負担軽減として、一次審査で提出する60枚程度の技術資料等（技術提案書は除く）を1枚の簡易技術資料のみとし、一次審査通過者に対してのみ、従来の技術資料等の提出を求めて記載内容を確認する試行を実施する。

令和2年度から15者で試行を実施。

令和6年度から10者に絞り込みすることで受発注者双方の負担軽減を図る。

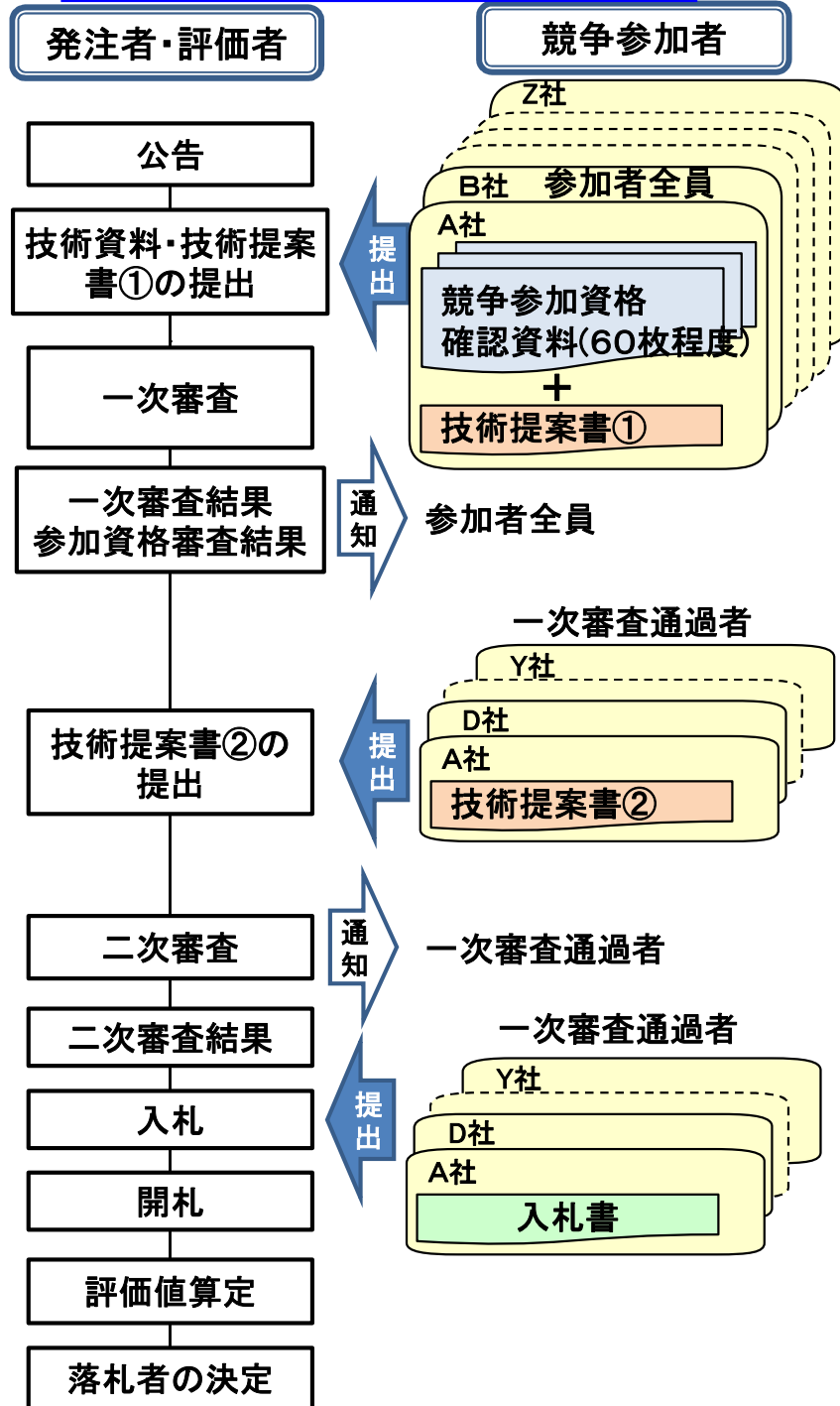
【段階選抜方式とは】

- 一次審査は、「技術者評価」、「企業評価」及び「技術提案①」の評価により上位10位までを絞り込み。
- 二次審査は、「技術提案①」の評価に加え「技術提案②」の評価（10者程度）により総合評価を実施。

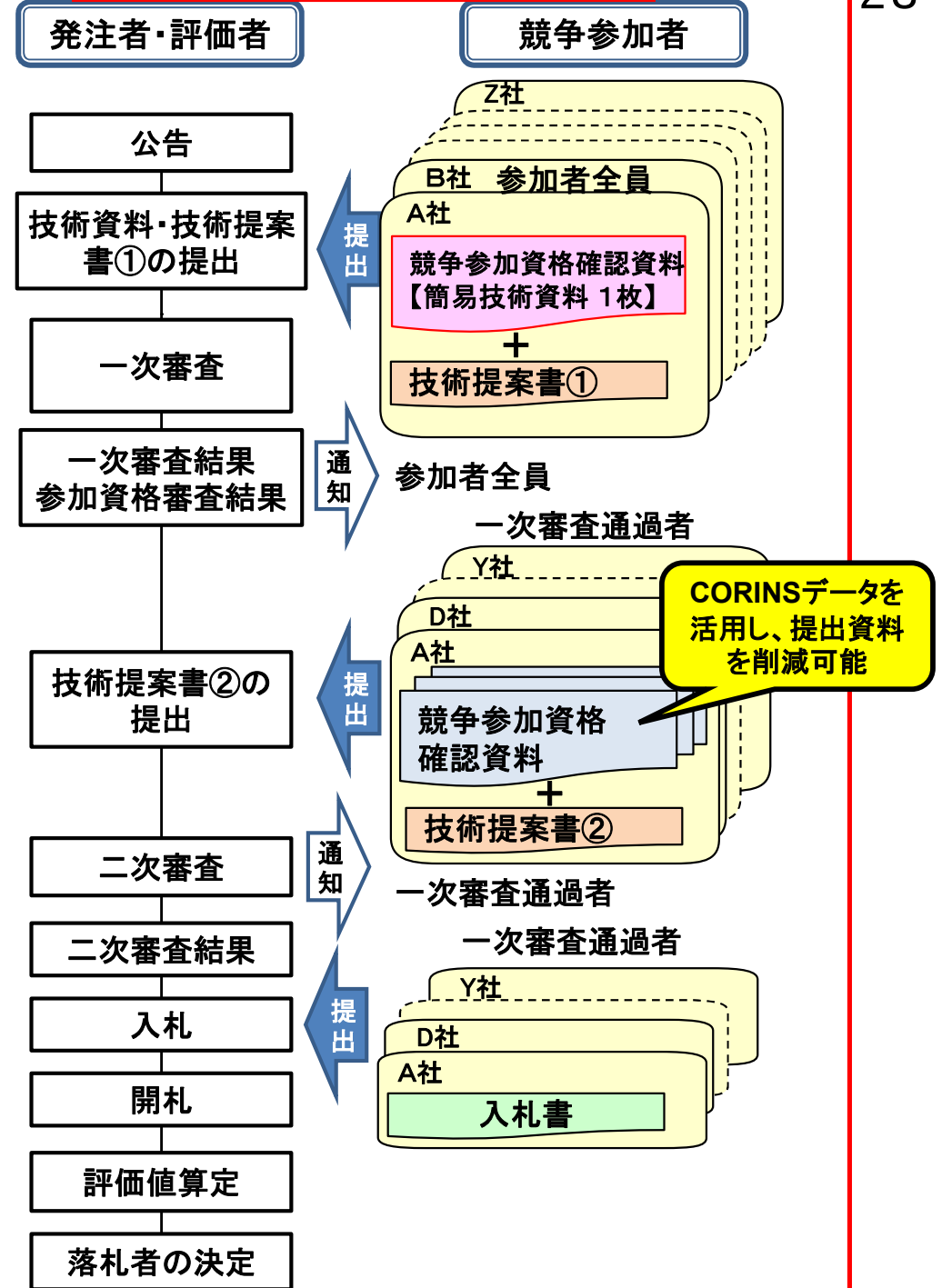
◆近年の取り組み

- 段階選抜方式については、平成22年度から実施しており、令和6年度は1件実施。
- 令和元年度から、配置予定技術者に求める同種工事の施工経験を3件から1件に緩和。
- 令和2年度から、一次審査に「簡易技術資料」を導入し、事務負担を軽減。
また、二次審査時に提出を求める技術資料は、CORINSデータを活用することで、提出書類の削減をすることができることとする。
- 令和6年度から、一次審査の絞り込みを上位15位→10位に変更
- 令和7年度も継続

現行方式



簡易確認型

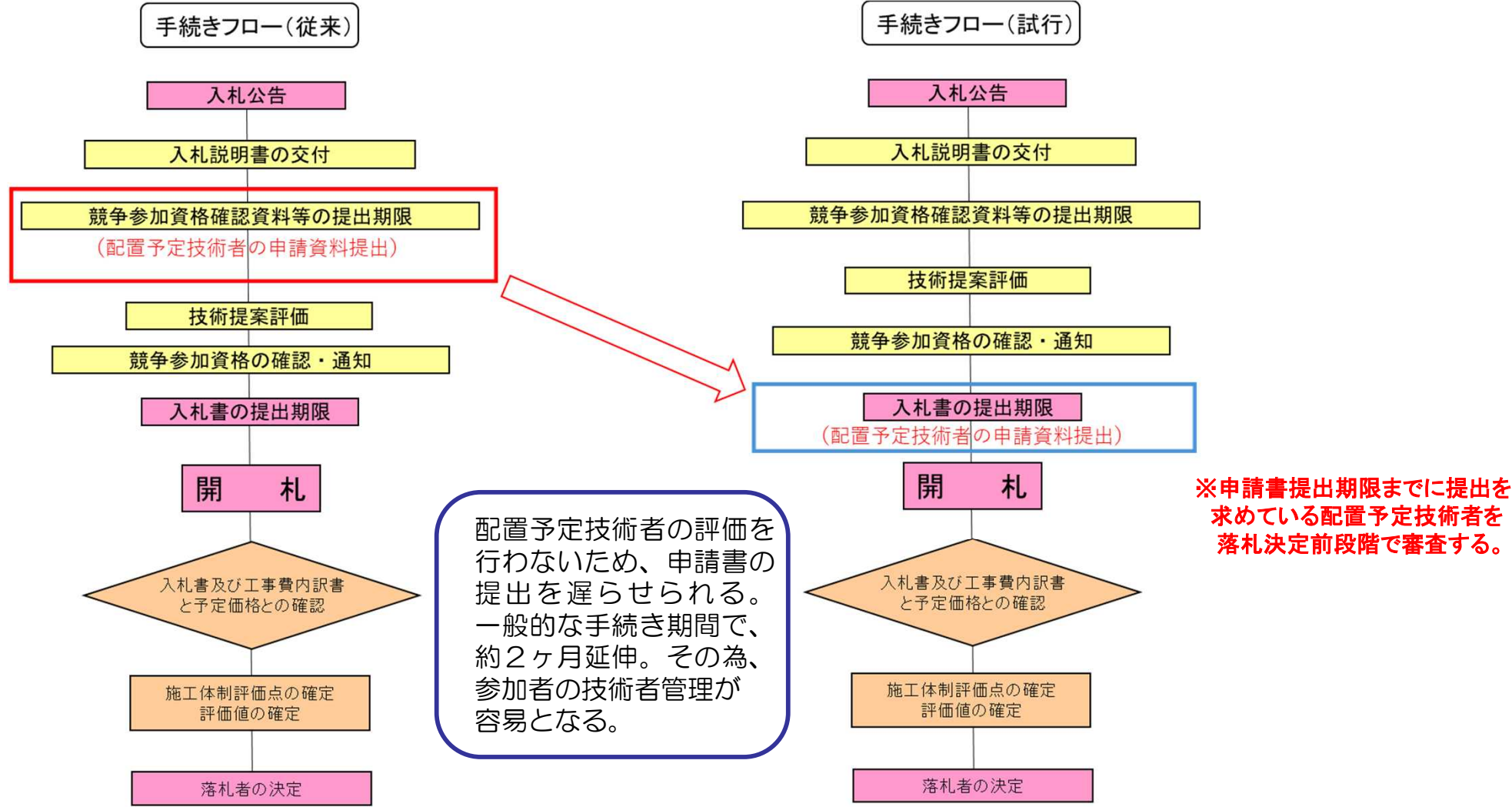


⑧参加表明段階で技術者の提出を求めない方式【継続】

配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書提出期限までに提出を求めている配置予定技術者の申請資料を入札書提出まで延伸する試行を実施する。

【実施内容】

試行対象工事：配置予定技術者の評価を行わない「技術提案評価型（WTO）（※段階選抜方式を除く）」に適用。



試行項目		背景・目的	試行内容		対象案件	備考	
①	建設マスターの評価	工事の品質確保 担い手の中長期的な育成・確保	「建設マスター・建設ジュニアマスター」の 現場従事技能者の配置を評価	マスター：5点 ジュニア：3点	・技術提案評価型(WTO除く) ・施工能力評価型		
②	登録基幹技能者 の評価	現場での「品質・安全・工程管理」の向上に寄与 する	「登録基幹技能者」の配置を評価	5点	・技術提案評価型(WTO除く) ・施工能力評価型		
③	自治体実績評価型	直轄実績を持たない企業の受注機会を拡大し、地 域建設業の担い手を確保する	県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に評価		施工能力評価型Ⅱ型 ・一般土木工事C等級 ・維持修繕工事		
④	チャレンジ型	直轄・県実績が無く（少なく）新規参入が困難な 企業への受注機会を拡大し、新たな地域建設業の 担い手を確保する	工事成績及び表彰等を評価せず、 同種工事实績、近隣地域の施工実績等のみで評価		施工能力評価型Ⅱ型 ・建築 ・機械 ・電気設備・維持工事		
⑤	自治体実績評価チャレンジ型	直轄工事の施工実績を持たない一般土木C又はD 等級企業の受注機会を拡大し地域建設業の担い手 確保や若者のやり甲斐創出	工事成績及び表彰等を評価せず、 県発注工事と直轄発注工事の同種工事实績、近隣地域の 施工実績を同等に評価		施工能力評価型Ⅱ型 ・一般土木工事C又はD等級 （工事難易度Ⅱ以下）		
⑥	（橋梁上部） 橋梁補修工事等の施工実績を評 価	橋梁補修工事等の実績を有する 企業の知識が新 設構造物（橋梁）の長期にわたる品質確保に寄与 する	過去4年度間の橋梁補修工事等 の実績を評価	四国地整実績：5点 四国四県実績：3点 四国内市町村：1点	・鋼橋上部工事 ・PC橋上部工事 ※いずれもWTOを除く		
⑦	（橋梁下部） 橋梁補修工事、経常維持工事の 施工実績を評価		過去4年度間の橋梁補修工事・ 経常維持工事の実績を評価	四国地整実績：3点 四国四県実績：2点	一般土木工事C等級 ※橋梁下部工事（新設）に限る		
⑧	経常維持工事の施工実績 （企業）を評価	経常維持工事の実績を有する企業の技術力・マネ ジメント力が経常維持工事以外でも寄与する	過去4年度間の経常維持工事の企業実績を評価		3点	一般土木工事C等級 ※橋梁下部工事（新設）を除く	
⑨	経常維持工事の施工実績 （技術者）を評価		評価する施工実績：過去4年度間の経常維持工事 （専任期間）の技術者実績 資格要件：経常維持工事の施工経験と競争参加資格要件の 同種工事の施工実績を同等とみなす 評価方法：経常維持工事の施工経験を「より同種性の高い 工事」として評価		一般土木工事C等級		
⑩	社会的制約条件を考慮すべき工 事の施工実績を評価する試行	社会的条件が制約され厳しい条件の工事を完成さ せる技術力を高く評価する事で地域建設業の育成 を行う	社会的制約条件を考慮すべき工事を受注し適切に完了した 場合に履行証明書を交付。 同一事務所での施工能力Ⅱ型に限り加点点評価：3点		施工能力評価型Ⅱ型 全工種（経常維持工事、橋梁補修工事は除く）		
⑪	建設シニアの評価	四国では高齢化が急速に進行熟練技術者の活躍の 場の確保次世代へ豊富な知識・経験を継承	年齢（60歳）以上の担当技術 者又は現場代理人の配置を評価	監理技術者が 50歳以下：5点 50歳越 ：2点	・一般土木工事C等級 ・橋梁補修工事 （技術継承を求める工種）		
⑫	専任補助者制度	現場経験の少ない技術者の技術力向上	主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（専任補助 者）を配置することができる		・全工事		
⑬	技術提案・交渉方式 （ECI）	仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査 及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格 を定めることを可能	優先交渉権者と技術協力業務を締結。 別契約の設計に提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、 施工の契約を締結		発注者が最適な仕様を設定できない工事 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事		
⑭	工事成績の評価基準範囲の 見直し	工事成績平均点以上に過半数の工事が集中してい る現状から評価基準範囲を見直すもの	工事成績平均点以上の評価基準範囲を見直し、高得点範囲の 1点の重みをより明確にすることで差別化を図る			報告	

① 建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)等の評価 【継続】

工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図ることを目的として「建設マスター(優秀施工者：国土交通大臣顕彰)」又は「建設ジュニアマスター(青年優秀施工者：土地・建設産業局長顕彰)」を現場従事技能者として配置する場合に加算点を付与する取り組みを試行する。

なお、建設マスター・登録基幹技能者の評価について、優秀な現場従事技能者の活用を図る目的が同じであるため、令和4年度から重複評価を行わない。

【実施内容】

- 試行対象工事
- : 「技術提案評価型（WTOを除く）・施工能力評価型」へ適用。
- 評価方法
- : 総合評価の「その他企業評価」で加点評価（最大5点）
- 評価対象者
- : 対象工種の施工期間全てに従事できる、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置が有る場合、加算点付与の対象とする。
- 申請時提出資料
- : 申請書のみで評価し、証明資料の提出は不要。
※契約後に監督職員が「顕彰状」及び「技能職種」の確認を実施する。

■評価項目

評価項目	評価基準	配点	評価点
建設マスター等の活用	建設マスターを活用する	5	／5
	建設ジュニアマスターを活用する	3	

◆近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活用人	うち受注者	備考
令和3年度	343	1238	284	93	試行開始
令和4年度	208	670	158	40	
令和5年度	189	480	114	33	
令和6年度	170	478	90	30	

② 登録基幹技能者の配置に関する加点措置 【継続】

熟達した作業能力と豊富な知識を持ち、現場をまとめ効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた「登録基幹技能者」について、WTO工事を除く全工事において引き続き加点評価を実施する。
なお、建設マスター・登録基幹技能者の評価について、優秀な現場従事技能者の活用を図る目的が同じであるため、令和4年度から重複評価を行わない。

【実施内容】

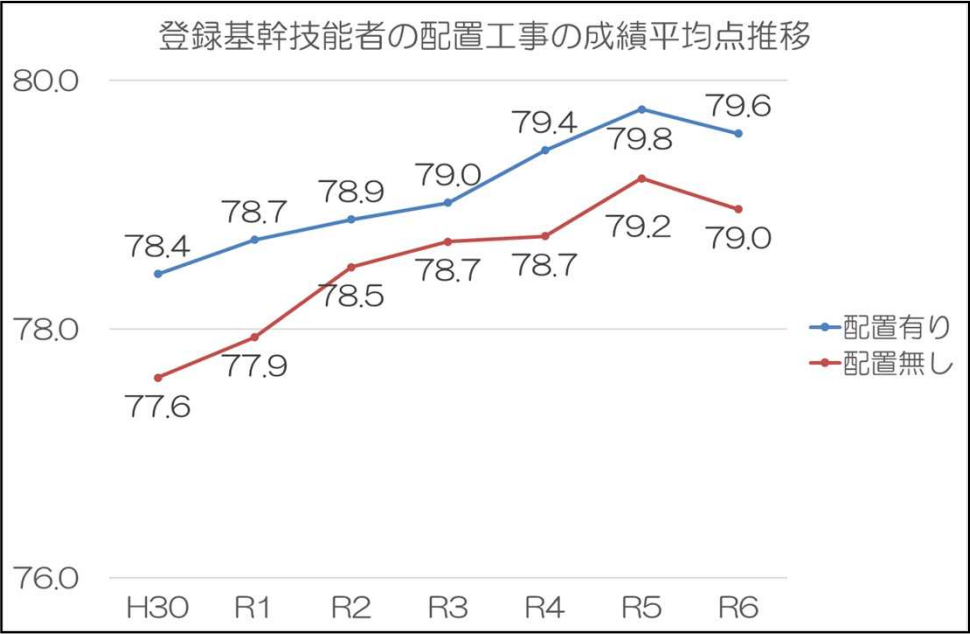
- 其他企業評価において加点評価
- 登録基幹技能者の活用 → 5点（加点）

工事成績について、登録基幹技能者の配置工事と配置無し工事を比較した結果、配置工事の成績が高く品質の確保に機能している。

◆ 近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活王者	うち受注者	備考
平成30年度	351	1673	1227	246	試行開始
令和元年度	420	1510	1089	263	
令和2年度	455	1585	1169	314	
令和3年度	355	1250	890	243	
令和4年度	304	1304	1020	221	
令和5年度	309	1241	1010	220	
令和6年度	303	1248	946	214	

令和7年度も継続



③ 自治体実績評価型（試行）【継続】

近年において直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大し、地域建設業の担い手を確保することを目的として、企業及び技術者評価の工事成績において県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に扱う試行を実施する。

【実施内容】

試行対象工事：施工能力評価型Ⅱ型 一般土木工事C等級、維持修繕工事

【標準の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

【自治体実績評価型の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	-
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

- 直轄と自治体を同等に評価する。
- 評価項目として設定しない。

◆近年の取り組み

令和7年度も継続

年度	実施件数	全参加者	活用者	うち受注者
令和元年度	53	127	6	5
令和2年度	72	193	18	6
令和3年度	49	148	16	4
令和4年度	27	72	3	1
令和5年度	31	74	17	4
令和6年度	19	31	3	2



④ 地元企業の新たな参入を促す方式(チャレンジ型)の試行 【継続】

直轄実績や県実績が無く（少なく）新規参入が困難な企業への受注機会を拡大し、新たな地域建設業の担い手を確保することを目的として、工事成績及び表彰等を評価せず、同種工事成績、近隣地域の施工実績等のみで評価を行う試行を実施する。

【実施内容】

- 参加者が少ないことが想定され、**効果が期待出来る工事に適用**
- 競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減のため、「簡易な施工計画」を求めない。

【標準の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

【チャレンジ型の配点表（例）】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験 ※	10
	工事成績	—
	優良技術者表彰	—
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	—
	工事に係る表彰	—
	近隣地域の施工実績 ※	10
	災害支援に係る表彰等	—
その他企業評価		適宜

◆近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	直轄実績なし企業	うち受注者
令和元年度	2	5	2	1
令和2年度	6	18	4	1
令和3年度	3	15	11	3
令和4年度	1	1	1	1
令和5年度	0	0	0	0
令和6年度	1	1	1	1

令和7年度も継続

評価項目として設定しない。

※直轄と自治体の評価に差がある評価項目

⑤ 自治体実績評価チャレンジ型（試行）【継続】

直轄工事の施工実績を持たない一般土木C又はD等級の企業の受注機会を拡大し、地域建設業の担い手確保や若者のやり甲斐創出を目的として、工事成績及び表彰等を評価せず、県発注工事と直轄発注工事の同種工事实績、近隣地域の施工実績を同等に扱う試行を実施する。

【実施内容】

試行対象工事： 施工能力評価型Ⅱ型
一般土木工事C又はD等級（工事難易度Ⅱ以下）
試行対象発注範囲： 事務所管内のエリア毎を想定
工事規模： 0.6億～1.2億まで

◆近年の取り組み

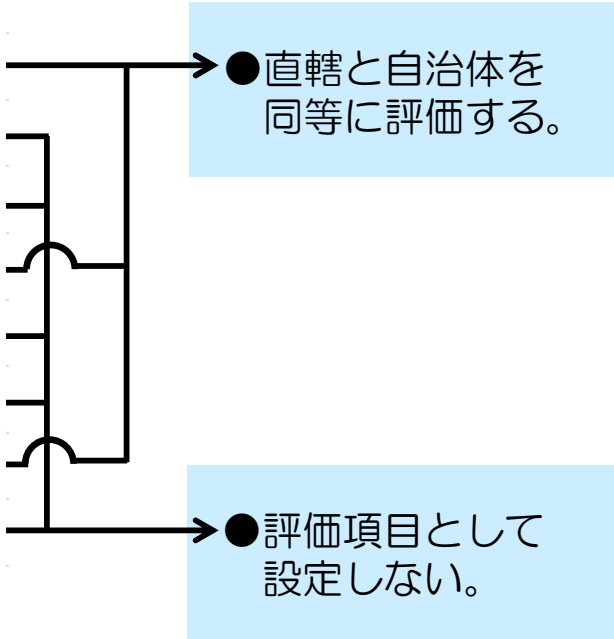
- 令和6年度 実施件数 2工事
(全参加者 11者 新規参入者0者)
- 令和7年度も継続

【標準の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

【自治体実績評価チャレンジ型の配点表（例）】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	—
	優良技術者表彰	—
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	—
	工事に係る表彰	—
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	—
その他企業評価		適宜



⑥ 橋梁補修工事等の施工実績を評価する試行(橋梁上部) 【継続】

- 橋梁の品質を長期にわたって確保するためには、新設橋梁の設計や施工時において、損傷の実態を踏まえた構造上の配慮等が重要
- 橋梁補修工事等の実績を有する企業は、損傷が発生しやすい箇所や損傷内容・要因等を熟知しており、その知識を新設構造物の施工にフィードバックすることで、橋梁の長寿命化や品質の更なる向上が期待できる。
- 新設の鋼橋上部工事・PC橋上部工事において、「橋梁補修工事等の実績を有する企業を加点評価」する試行を実施

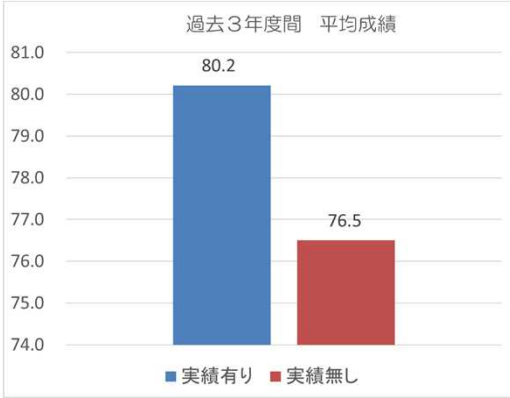
「橋梁補修工事等の実績」とは、四国地整または四国四県、四国内市町村発注の橋梁上部の補修または耐震補強を行った工事の実績

【実施内容】

- 試行対象工事 : 鋼橋上部工事、PC橋上部工事（いずれも新設。WTO対象案件を除く。）
- 評価する補修工事等 : 過去4年度間に、元請けとして施工した四国地整または四国四県、四国内市町村発注の橋梁補修工事等
- 評価方法 : 橋梁補修工事等の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価（最大5点）

■その他企業評価「橋梁補修工事等の施工実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
橋梁補修工事等の実績の有無	四国地整発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	5	／5
	四国四県発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	3	
	四国内市町村発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	1	



◆近年の取り組み

令和7年度も継続

年度	実施件数	全参加者	活用者	うち受注者
令和元年度	15	77	38	12
令和2年度	7	51	16	5
令和3年度	14	81	44	12
令和4年度	14	84	49	12
令和5年度	10	58	35	9
令和6年度	10	58	38	10

工事成績について、橋梁補修工事等の実績有り工事と実績無し工事を比較した結果、実績有り工事の成績が高く品質の確保の効果が見られる。

⑦ 橋梁補修工事、経常維持工事の施工実績を評価する試行(橋梁下部)【継続】

- 橋梁の品質を長期にわたって確保するためには、新設橋梁の設計や施工時において、損傷の実態を踏まえた構造上の配慮等が重要
- 橋梁補修工事等の実績を有する企業は、損傷が発生しやすい箇所や損傷内容・要因等を熟知しており、その知識を新設構造物の施工にフィードバックすることで、橋梁の長寿命化や品質の更なる向上が期待できる。
- 新設の一般土木工事C等級（橋梁下部工事に限る）において、「橋梁補修工事等の実績を有する企業を加点評価」する試行を実施

「橋梁補修工事等の実績」とは以下の工事のいずれかの実績

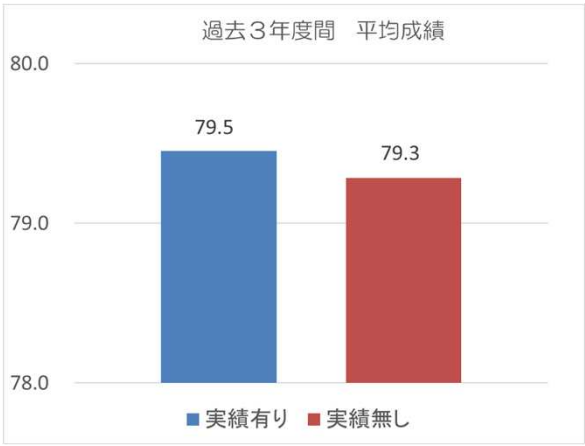
- ・橋梁補修工事（四国地整・四国四県）：橋梁の補修または耐震補強を行った工事
- ・経常維持工事（四国地整のみ）：年間を通して実施する河川（ダムを含む）または道路の維持工事

【実施内容】

- 試行対象工事：一般土木工事C等級（橋梁下部工事（新設）に限る。）
- 評価する補修工事等：過去4年度間に、元請けとして施工した四国地整または四国四県発注の橋梁補修工事等
- 評価方法：橋梁補修工事等の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価（最大3点）

■その他企業評価「橋梁補修工事等の施工実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
橋梁補修工事等の実績の有無	四国地整発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	3	／3
	四国四県発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	2	



◆近年の取り組み

令和7年度も継続

年度	実施件数	全参加者	活王者	うち受注者
令和2年度	31	176	110	21
令和3年度	21	106	79	15
令和4年度	33	190	147	29
令和5年度	25	169	118	21
令和6年度	18	115	84	11

工事成績について、橋梁補修工事等の実績有り工事と実績無し工事を比較した結果、実績有り工事の成績が高く品質の確保の効果が見られる。

⑧ 経常維持工事の施工実績(企業)を評価する試行【継続】

経常維持工事は、河川・道路の日々のメンテナンスに加え、災害等の異常時には緊急的な措置を行うことから、地域の安全・安心の確保のためには非常に重要な工事である。施工する企業には、24時間体制で緊急かつ多岐にわたる工事内容への対応等、技術力・マネジメント力が必要とされる。
これらの実績を有する企業は、経常維持工事以外の工事においても十分に活躍できる能力があると考えられることから、経常維持工事の施工実績を新規発注工事の総合評価で加点評価を行う。

※経常維持工事（四国地整）：年間を通して実施する河川（ダムを含む）または道路の維持工事

【実施内容】

- 試行対象工事：一般土木工事C等級
- 評価する施工実績：過去4年度間に元請けとして施工した四国地整発注の経常維持工事
- 評価方法：経常維持工事の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価（3点）

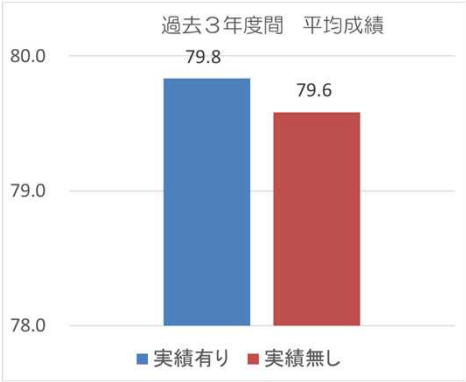
■その他企業評価 「経常維持工事の施工実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
経常維持工事の施工実績の有無	四国地整発注の経常維持工事の施工実績あり	3	/ 3

◆近年の取り組み

令和7年度も継続

年度	実施件数	全参加者	活用户	うち受注者
令和2年度	56	224	52	16
令和3年度	21	72	12	0
令和4年度	39	215	33	8
令和5年度	65	337	147	35
令和6年度	67	359	130	25



⑨ 経常維持工事の施工経験（技術者）を評価する試行【継続】

経常維持工事は、河川・道路の日々のメンテナンスに加え、災害等の異常時には緊急的な措置を行うことから、地域の安全・安心の確保のためには非常に重要な工事である。従事する主任（監理）技術者（以下「技術者」という）には、24時間体制で緊急かつ多岐にわたる工事内容への対応等、技術力・マネジメント力が必要とされる。

これらの実績を有する技術者は、経常維持工事以外の工事においても十分に活躍できる能力があると考えられることから、経常維持工事の施工経験を新規発注工事での同種工事の施工実績として扱う試行を、一般土木工事C等級において実施する。

経常維持工事での継続的な担い手確保、並びに従事した技術者が他工事で活躍することが期待される。

※経常維持工事：年間を通して実施する河川（ダムを含む）または道路の維持工事

【実施内容】

試行対象工事	：一般土木工事C等級
評価する施工実績	：過去4年度間に、元請けの技術者として施工した四国地整発注の経常維持工事（専任期間）
資格要件	：経常維持工事の施工経験と競争参加資格要件（技術者）の同種工事の施工実績を同等とみなす
評価方法	：経常維持工事の施工経験を「より同種性の高い工事」として評価（下表参照）

◆近年の取り組み

・令和2年度	実施件数 119工事（試行開始）
・令和3年度	実施件数 85工事
・令和4年度	実施件数 127工事
・令和5年度	実施件数 73工事
・令和6年度	実施件数 134工事
・令和7年度も継続	

■同種工事の施工経験

平成22年度以降の主任（監理）技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験、又は平成22年度以降の経常維持工事の施工経験		直轄	旧公団等	他省庁・都道府県・政令指定都市	市町村	その他
主任（監理）技術者等	より同種性の高い工事、又は経常維持工事の施工経験	10.0	7.0	5.0	3.0	0.0
	同種性が認められる工事	7.0	5.0	3.0	1.0	0.0
担当技術者	より同種性の高い工事	7.0	5.0	3.0	1.0	0.0
	同種性が認められる工事	5.0	3.0	1.0	0.0	0.0

※経常維持工事の施工経験は「より同種性の高い工事」として評価する。

■同種工事の工事成績評定通知による評定点

平成28年度以降の配置予定技術者の同種工事の評定点、又は平成28年度以降の経常維持工事の評定点	直轄工事において主任（監理）技術者等		直轄工事において担当技術者又は四国四県発注工事において主任（監理）技術者等	
	より同種性の高い工事、又は経常維持工事	同種性が認められる工事	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事
80点以上	30.0	20.0	20.0	10.0
80点未満 78点以上	25.0	15.0	15.0	5.0
78点未満 76点以上	20.0	10.0	10.0	0.0
76点未満 74点以上	15.0	5.0	5.0	0.0
74点未満 72点以上	10.0	0.0	0.0	0.0
72点未満 70点以上	5.0	0.0	0.0	0.0
70点未満	0.0	0.0	0.0	0.0

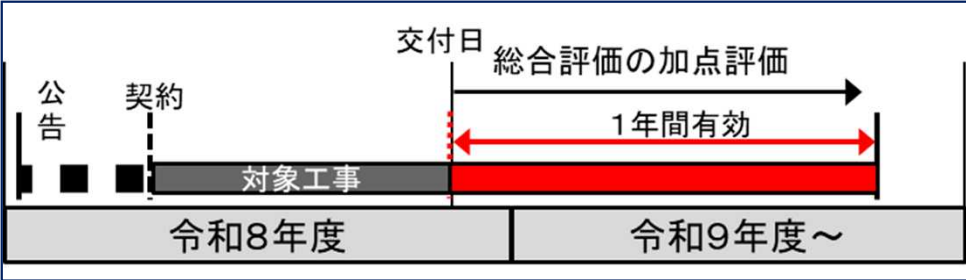
⑩ 社会的制約条件を考慮すべき工事の施工実績を評価する試行【継続】

- 近年の四国地方整備局発注工事の応札状況は、特定工事に参加者が集中する傾向が顕著。
- 地域建設業が持続的に発展していくためには、様々な工事の実績を積み、事業進捗に応じて変化する工事内容や現場条件等に柔軟に対応出来る対応力や技術力を育成していくことが不可欠。
- 社会的制約条件が厳しい工事の施工実績を有する企業は、現場対応力に優れ、また工程管理等を含めた高いマネジメント能力を有しており、幅広い工事での活躍が期待される。
- このため、「事務所が発注段階で指定する社会的制約条件を考慮すべき工事（施工能力評価Ⅱ型）」を対象に、履行証明書を交付し、同一事務所において発注する工事（施工能力評価Ⅱ型）の総合評価で加点する試行を実施する。

【実施内容】

- 試行対象工事：全工種（経常維持工事、橋梁補修工事は除く）
- 交付時期：工事成績評定通知時に「履行証明書」を交付。
有効期間は交付日から1年間有効。
（令和7年度に交付するものは翌1年度間有効。）
- 評価方法：総合評価の「その他企業評価」で加点。

評価項目	配点	評価点
社会的制約条件を考慮すべき工事の施工実績あり	3	／3



※履行証明書発行、総合評価の加点評価ともに
試行対象は施工能力評価型Ⅱ型とする。

◆近年の取り組み

- ・令和5年度は、101件で試行を実施。
- ・令和6年度は、110件で試行を実施。
- ・令和7年度も継続する。

厳しい社会的制約条件を考慮すべき工事(例)

項目	評価対象事項(代表的事項等)
①地中障害物・架空線、近接施工	地下埋設物等作業障害物・架空線、建築物等の工事上の制約となる近接物のある工事
②現道作業	現道上での交通規制を伴う歩道工事や舗装修繕工事など
③山間・急傾斜地での工事	資機材の搬入が困難な山間・急傾斜地での工事など
④低水路・出水期施工工事	頻繁な小出水への対応や手待ち等制約のある工事など
⑤作業用道路・ヤード	狭隘な工事用道路、生活道路を利用した資機材搬入等制約のある工事など
⑥その他	遠隔地の工事など

⑪ 建設シニアの配置を促す評価方式の実施【継続】

高齢化が急速に進む四国の実情を踏まえ、熟練技術者の活躍の場を確保し、その豊富な知識・経験の次世代への継承を目的として、一定年齢（60歳）以上の担当技術者又は現場代理人の配置を加点評価する評価手法を、令和4年度から対象を分任官工事の一般土木工事C等級に加え橋梁補修工事に適用を拡大し試行を実施。

■実施内容

【対象工事】

- 一般土木工事C等級 ●橋梁補修工事

【加点条件】

- 60歳以上の担当技術者又は現場代理人を、1/2工期以上配置すること
- 1級土木施工管理技士の資格を有していること

【配点】

若手技術者への技術継承を目的とするため、当該工事の監理技術者等が50歳以下の場合は5点、50歳を超える場合は2点をその他企業評価において加点する。

橋梁補修工事において、熟練技術者の活躍の場を確保し、その豊富な知識・経験の次世代への継承が期待出来るため、令和4年度から適用を拡大。

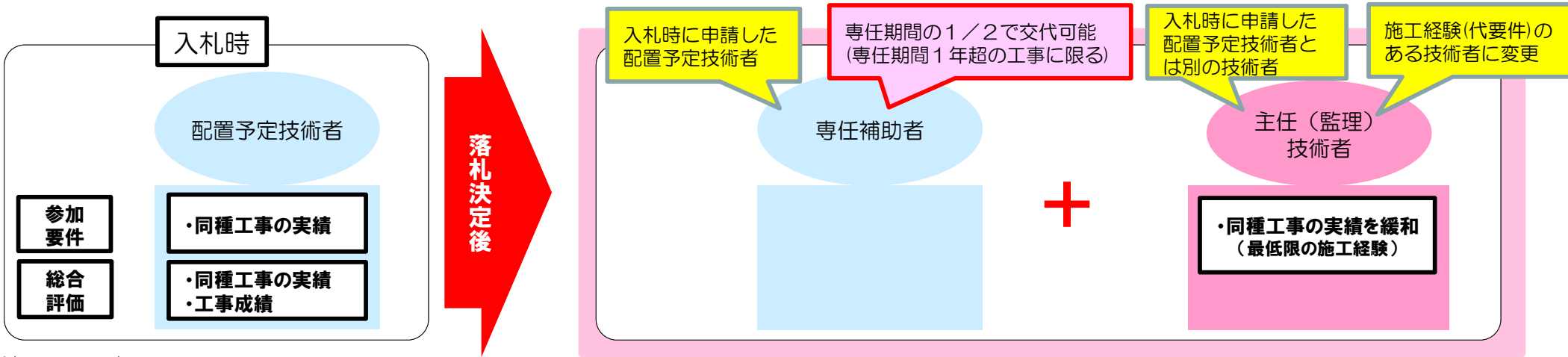
◆近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活用户	うち受注者
令和元年度	4	24	6	1
令和2年度	10	44	9	3
令和3年度	4	4	0	0
令和4年度	1	20	0	0
令和5年度	5	31	4	1
令和6年度	6	31	8	2

令和7年度も継続

⑫ 専任補助者制度 【継続】

- 現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（専任補助者）を配置することができる試行を実施する。
 - 令和5年度までWTOの一般土木（トンネル等）にて試行を実施していた。
 - 令和6年度より試行対象をWTOの一般土木（トンネル等）から全工事に拡充する。
- 対象は全工事とする。
- 専任補助者を配置する場合、落札決定後に配置予定技術者を選定し、受発注者間の協議によって決定する。
- 専任補助者を配置する場合、新たに配置する主任技術者又は監理技術者の施工経験は、最低限の施工経験（任意に設定）を有するものとする。
- 専任補助者は以下の条件を満たせば交代させることができる。
- （例）トンネル： 従事期間が1年を超え、かつ当該工事の専任期間の1／2を超えた場合
ただし、交代できる技術者は入札手続時の技術者評価点が交代前の専任補助者と同等以上となる者とする。



◆近年の取り組み

- ・令和2年度は、WTOの一般土木工事（トンネル）の4件で試行を実施。
- ・令和3年度は、WTOの一般土木工事（トンネル）の2件で試行を実施。
- ・令和4年度は、WTOの一般土木工事（トンネル）の4件で試行を実施。
- ・令和5年度は、WTOの一般土木工事（トンネル）の3件で試行を実施。
- ・令和6年度以降は、全工事で試行を継続。

⑬ 技術提案・交渉方式【継続】

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26 年法律第56 号）において、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）が規定され、平成28 年度より全国で適用が開始されている。四国地方整備局においても、令和元年度に高知県内の橋梁補修工事、令和2 年度に砂防堰堤工事、令和3・4 年度にダム工事に適用しており、今後も積極的に適用する。

1. 適用工事

① 発注者が最適な仕様を設定できない工事

例：国家的な重要プロジェクト開催までに確実な完成が求められる大規模なものである一方、交通に多大な影響を及ぼすため、工事期間中の通行止めが許されないことから、高度な工法等の活用が必要な高架橋架け替え工事

② 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事

例：構造的に特殊な橋梁における大規模で複雑な損傷の修繕工事

2. 契約タイプとして3つの類型から選定

1) 設計・施工一括タイプ

⇒ 優先交渉権者と価格等の交渉を行い、設計及び施工の契約を締結

2) 技術協力・施工タイプ (ECI※)

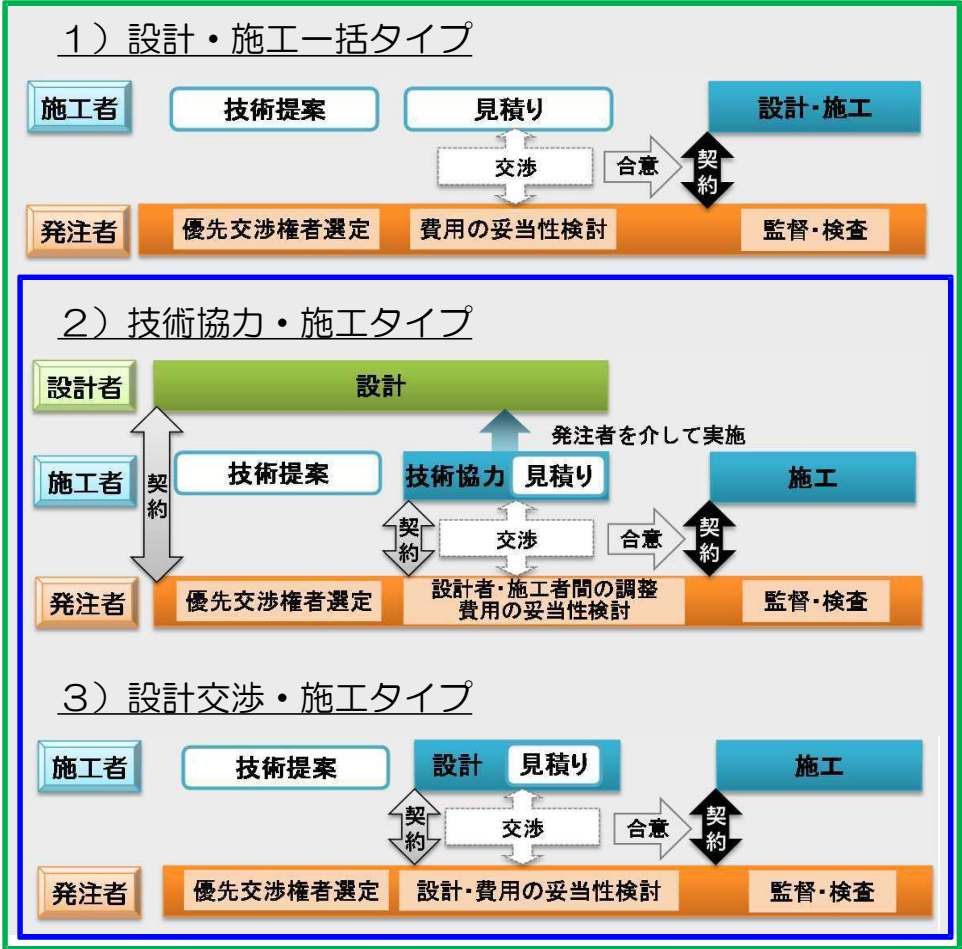
⇒ 優先交渉権者と技術協力業務を締結。別契約の設計に提案内容を 反映させながら価格等の交渉を行い、施工の契約を締結

3) 設計交渉・施工タイプ (ECI※)

⇒ 優先交渉権者と設計業務を締結。設計の過程で価格等の交渉を行い 施工 の契約を締結

※Early Contractor Involvementの略

各契約タイプにおける手続の流れ

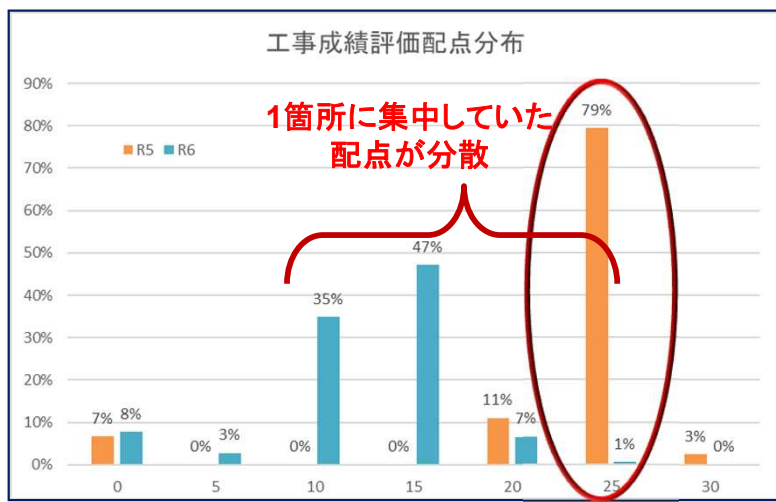


⑭ 工事成績の評価基準範囲の見直し【報告】

平成29年度から、工事成績平均点の上昇が見られ、78点以上に過半数の工事が集中しており、令和4年度においては、約95%が78点以上に集中している。このような状況であるため、78点以上の工事成績の評価基準範囲での配点差がつき辛い状況となっており、評価基準範囲の見直しを行うものである。

【工事成績獲得状況】

レンジ	年度											
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6
86点	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
85点	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
84点	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.4%	0.0%	0.2%	0.3%	0.0%	0.0%
83点	0.0%	0.0%	0.2%	0.4%	0.2%	0.6%	1.3%	1.4%	0.6%	0.8%	1.6%	1.7%
82点	0.5%	0.9%	0.7%	3.4%	1.5%	1.8%	1.1%	0.9%	2.7%	2.8%	1.9%	2.6%
81点	0.9%	0.7%	2.5%	0.8%	2.7%	2.2%	2.5%	4.6%	6.3%	6.4%	11.3%	15.6%
80点	1.6%	1.3%	5.7%	5.5%	5.5%	14.1%	10.5%	12.9%	19.8%	20.7%	33.8%	47.8%
79点	3.9%	6.3%	10.8%	7.0%	7.4%	16.1%	21.4%	27.3%	34.5%	41.1%	35.9%	21.3%
78点	6.9%	6.1%	25.0%	31.5%	33.3%	32.8%	37.7%	35.7%	27.3%	23.0%	11.3%	7.6%
76～77点	48.8%	53.1%	43.3%	45.2%	40.4%	27.5%	21.8%	15.6%	5.9%	3.3%	3.1%	2.6%
74～75点	28.3%	23.2%	6.7%	4.7%	5.9%	3.7%	2.3%	1.4%	1.0%	0.8%	0.2%	0.5%
72～73点	6.4%	5.0%	2.8%	0.4%	1.7%	0.6%	0.4%	0.2%	0.8%	0.3%	0.2%	0.0%
70点以下	0.9%	1.7%	0.9%	0.4%	0.2%	0.4%	0.4%	0.0%	0.6%	0.5%	0.7%	0.5%
70～71点	1.9%	1.7%	1.4%	0.6%	0.4%	0.2%	0.2%	0.0%	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



工事成績平均点 全工種 77.5 77.6 78.0 78.3 78.5 78.9 79.1 79.36 79.72

工事成績評価基準【R5まで】

評価項目	評価基準	配点	評価点
平成20年度以降の同種工事の施工実績	より同種性の高い工事の実績	10	／10.0
	同種性が認められる工事の実績	0	
過去4年度間の工事成績評定通知書による評定点の平均点	80点以上	30	／30.0
	78点以上 80点未満	25	
	76点以上 78点未満	20	
	74点以上 76点未満	15	
	72点以上 74点未満	10	
	70点以上 72点未満	5	
	上記以外	0	

【R6見直し】

評価項目	評価基準	配点	評価点
平成22年度以降の同種工事の施工実績	より同種性の高い工事の実績	10.0	／10.0
	同種性が認められる工事の実績	0.0	
過去4年度間の工事成績評定通知書による評定点の平均点	82点以上	30.0	／30.0
	81点以上 82点未満	25.0	
	80点以上 81点未満	20.0	
	79点以上 80点未満	15.0	
	77点以上 79点未満	10.0	
	75点以上 77点未満	5.0	
	上記以外	0.0	

過半数獲得範囲を細分化し差別化